

内部統制報告制度に関する追加要望・意見

1. 企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化

No.	項目	要望・意見の概要
1	全社的な内部統制の評価範囲の明確化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の評価対象範囲の更なる絞り込み
2	業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況について、評価範囲の更なる絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の評価対象範囲の更なる絞り込み ・ 重要な事業拠点の評価範囲の絞り込み（売上高の2/3基準の緩和）
3	業務プロセスにおける評価の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備状況評価へのローテーションの導入 ・ 過年度に有効だった内部統制の評価結果の活用方法の明確化 ・ 「前年度の評価結果が良好」「当該プロセスに変更がない」、「整備上の評価が有効」を前提に、運用上の有効性に関する評価及び監査について、前年度の評価結果を活用できるなどの一部簡素化が可能である旨を実務指針又はQAにおいて明確化
4	サンプリングの合理化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人は、整備状況評価が（評価方法を含め）良好（妥当）の場合には、会社が実施する運用状況評価に出来るだけ依拠することが合理的であることから、依拠できない場合には、経営者に対して依拠できない理由を明らかにすべき ・ 経営者評価におけるサンプリング方法として、統計的サンプリングだけでなく、非統計的サンプリングや特定項目抽出法が認められる点を明記
5	IT業務処理統制の運用評価の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度に有効だった内部統制の評価結果の活用方法の明確化
6	持分法適用会社に係る評価・監査方法の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持分法適用会社の評価のあり方の見直し ・ 持分法適用会社は、米国なみに全社的な内部統制の評価範囲から除外、または、在外の持分法適用会社を評価範囲から除外など、持分法適用関連会社の取扱いの検討 ・ 持分法適用関連会社を評価対象とする場合、関連会社側で協力を得られない場合の対応方法の実施基準への明記

2. 「重要な欠陥」の判断基準等の明確化

No.	項目	要望・意見の概要
1	M&A等により、新たにグループ会社に加わった会社に対する内部統制の評価・監査の方法等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末近くに拠点が追加された場合、残された期間に何をすべきかの明示（例えば、上半期中の拠点追加は整備状況評価で可、下半期に入ってからからの拠点追加は全社統制のみで可など） ・ 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、中間期で評価範囲を確定させ、その後の事業買収や合併等により2／3基準を正確に充足しない場合でも評価除外を認める。ただし、中間期においては、その後の重要な事業買収、合併等の事実について、評価範囲の中に織り込み、結果として大きく2／3を下回らない限り評価除外との記載は不要とする。

3. 「重要な欠陥」の用語の見直し

No.	項目	要望・意見の概要
1	「重要な欠陥」の用語の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重要な欠陥」の用語の見直し

以 上